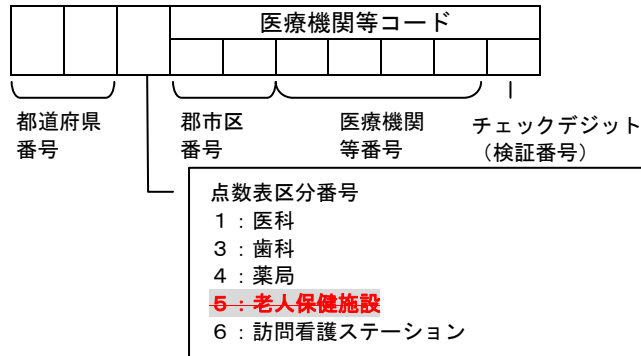
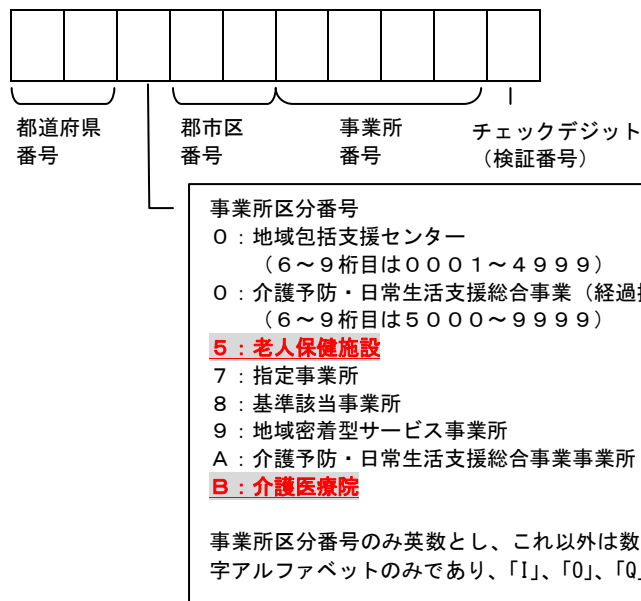


介護医療院の創設における事業所番号の考え方について

医療機関等コードの構成



介護保険事業所番号の構成



チェックデジットの考え方(モジュラス10ウェイト2-1分割方式)

都道府県番号から事業所番号の9桁を使用して、モジュラス10ウェイト2-1分割方式を独自に拡張した方式により設定される。

モジュラス10ウェイト2-1分割方式

チェックデジットは、モジュラス10ウェイト2-1分割方式を独自に拡張したものとする。具体的には英字は数字に読み替え、A=10、B=11、C=12、・・・、Z=32とし、チェックデジットを除いた部分の右端桁から、交互に2121の繰り返しで重みを付け各桁の積を加算する。積が2桁になる場合は独立の桁の数字に扱う。その和を10で割り、余りを10から引いた残りをチェックデジットとする。

計算例) チェックデジットを除いた9桁を「11A223267」とした場合

1	1	A	2	2	3	2	6	7
×	×	×	×	×	×	×	×	×
2	1	2	1	2	1	2	1	2

$$2+1+(2+0)+2+4+3+4+6+(1+4)=29$$

$$\underline{29 \div 10 = 2 \quad \dots 9}$$

$$10-9=1 \dots \text{チェックデジット}$$

指定等を受けた事業所又は施設は、介護給付費請求のために当該事業所等を識別するための番号（介護保険事業所番号）が設定される。このとき、同一法人が同一所在地において複数の事業所としての指定を受ける場合には、特例として同一番号を使用できる。介護保険事業所番号の設定方法は、以下の考え方に基づいて付番される。

介護保険事業所番号の設定方法

付番の考え方	具体的なケース	事業所番号の取扱い方針
① 医療機関等コードを有する者が介護保険事業所となる場合は、当該医療機関等コードをもって、介護保険事業所番号とする。	①-1 既に医療機関としての番号を有している者が、同一所在地域内において介護保険事業所としての指定を受ける場合	当該医療機関等コードをそのまま使用する。
	①-2 新たに健康保険法による指定を受け、同時に介護保険事業所の指定を受ける場合	医療機関等コードをそのまま使用して付番する。
	①-3 新たに介護老人保健施設として開設許可を受ける場合	医療機関等コードにおける点数表区分「5：老人保健施設」を用いて付番する。
	①-4-3 新たに訪問看護ステーションとして指定を受ける場合	健康保険法の指定があったものとみなされるため、医療機関等コードにおける点数表区分「6：訪問看護ステーション」を用いて付番する。
② ①以外の者が介護保険事業所となる場合は、事業所区分「7」を用いて付番する。	②-1 介護保険事業所番号を付番されている者が、同一所在地域内において他の事業所の指定を受ける場合	最初に指定を受けた際の番号をそのまま使用し、原則として新たな番号の付番は行わない。ただし、事業所が別の番号の付番を求める場合は、付番して差し支えない。
	②-2 介護保険事業所番号を付番されている者が、訪問看護等の医療系サービスについて指定を受ける場合	介護保険事業所番号に加えて医療機関等コードを用いて付番する。この場合、事業所が既存番号の変更の申し出をしない限り、複数の事業所番号を有することとなる。
③ 基準該当事業所として市町村の登録を受ける場合は、基準該当事業所であるという識別の意味で事業所区分「8」を用いて付番する。	③-1 基準該当事業所番号を付番されている者が、当該事業以外の事業について基準該当事業の登録を受ける場合	最初に登録を受けた際の番号をそのまま使用し、新たな番号の付番は行わない。
	③-2 基準該当事業所番号を付番されている者が、当該事業について指定事業所として指定を受ける場合	当該基準該当事業所番号を廃止し、新たに指定事業所番号を付番する。
	③-3 当該基準該当以外のサービス種類について、指定事業所として指定を受ける場合	当該基準該当事業所番号に加えて指定事業所番号を付番する。この場合、複数の事業所番号を有することとなる。
	③-4 複数の市町村から基準該当の事業所としての登録を受ける場合	最初に基準該当事業所として登録を受けた際の番号を使用し、市町村ごとの付番は行わない。

付番の考え方	具体的なケース	事業所番号の取扱い方針
<p>④地域密着型サービス事業所となる場合は、事業所区分「9」を用いて付番する。</p>	<p>④-1 既に指定事業所又は基準該当事業所として指定事業所番号又は基準該当事業所番号を付番されている者が、地域密着型サービスの提供事業所として新たに指定を受ける場合</p>	<p>新たに地域密着型事業所として付番する。この場合、複数の事業所番号を有することとなる。</p>
	<p>④-2 地域密着型事業所番号を付番されている者が、当該サービス以外の地域密着型事業について地域密着型事業所の指定を受ける場合</p>	<p>最初に指定を受けた際の地域密着型事業所番号をそのまま使用し、新たな番号の付番は行わない。</p>
	<p>④-3 複数市町村の地域密着型サービスを行う事業所への付番を受ける場合</p>	<p>最初に地域密着型サービス事業所として指定され、指定を受けた際の番号を使用し、市町村ごとの新たな付番は行わない。</p>
	<p>④-4 みなし指定となる地域密着型サービスを行う事業所として付番を受ける場合</p>	<p>経過措置として現行の事業所番号をそのまま使用し、新たな付番は行わない。</p>
<p>⑤介護支援事業所（地域包括支援センター）となる場合は、事業所区分「0」を用いて付番する。 6～9桁目は0001～4999を使用する。</p>	<p>⑤-1 既に指定事業所又は基準該当事業所として指定事業所番号又は基準該当事業所番号を付番されている者が、介護支援事業の提供事業所として新たに指定を受ける場合</p>	<p>新たに介護支援事業所として付番する。この場合、複数の事業所番号を有することとなる。</p>
	<p>⑤-2 複数市町村の介護支援サービスを行う事業所として付番を受ける場合</p>	<p>最初に介護支援事業所として指定され、指定を受けた際の番号を使用し、市町村ごとの新たな付番は行わない。</p>
<p>⑥介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）事業所となる場合は、事業所区分「0」を用いて付番する。 6～9桁目は5000～9999を使用する。</p>	<p>⑥-1 既に指定事業所又は基準該当事業所として指定事業所番号又は基準該当事業所番号を付番されている者が、新たに介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）の提供事業所になる場合</p>	<p>最初に指定を受けた際の番号をそのまま使用し、原則として新たな番号の付番は行わない。ただし、事業所が別の番号の付番を求める場合は、付番して差し支えない。</p>
	<p>⑥-2 複数市町村のサービスを行う事業所として付番を受ける場合</p>	<p>最初に付番された番号をそのまま使用し、市町村ごとの新たな付番は行わない。</p>
<p>⑦介護予防・日常生活支援総合事業事業所となる場合は、事業所区分「A」を用いて付番する。</p>	<p>⑦-1 既に指定事業所又は基準該当事業所として指定事業所番号又は基準該当事業所番号を付番されている者が、新たに介護予防・日常生活支援総合事業の提供事業所になる場合</p>	<p>最初に指定を受けた際の番号をそのまま使用し、原則として新たな番号の付番は行わない。ただし、事業所が別の番号の付番を求める場合は、付番して差し支えない。</p>
	<p>⑦-2 複数市町村のサービスを行う事業所として付番を受ける場合</p>	<p>最初に付番された番号をそのまま使用し、市町村ごとの新たな付番は行わない。</p>
	<p>⑦-3 みなし指定を受けて介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを行う事業所になる場合</p>	<p>現行の事業所番号をそのまま使用し、新たな付番は行わない。</p>

付番の考え方	具体的なケース	事業所番号の取扱い方針
<p>⑧ 介護老人保健施設となる場合は、事業所区分「5」を用いて付番する。</p>	<p>⑧ 新たに介護老人保健施設として開設許可を受ける場合</p>	<p>事業所区分「5：老人保健施設」を用いて付番する。</p>
<p>⑨ 介護医療院となる場合は、事業所区分「B」を用いて付番する。</p>	<p>⑨ 新たに介護医療院として開設許可を受ける場合</p>	<p>事業所区分「B：介護医療院」を用いて付番する。</p>